

第5回国民生活審議会消費者政策部会におけるヒアリング資料

平成20年1月30日
警察庁

1 警察庁の消費者行政の重点施策（平成20年生活安全警察運営重点）

○身近な経済犯罪の取締りの推進

- ・ ヤミ金融事犯の取締りの推進と被害相談への適切な対応
- ・ 資産形成事犯及び特定商取引等事犯の取締りと被害防止活動の推進
- ・ 健康に被害を及ぼす薬事・医療関係事犯の取締りの推進
- ・ 食品の偽装表示等、食の安全・安心に係る事犯の取締りの推進
- ・ 偽ブランド・海賊版事犯の取締りの推進

○サイバー空間の安全と秩序を維持するための対策の推進

2 国民生活センターとの連携について

- 消費者政策の推進について、担当省庁間における密接な連携、情報交換、協議等を目的とした「消費者政策担当課長会議」に参加し、情報交換を行うとともに、消費者事故分析結果等の提供を受けている。
- 悪質商法被害者情報（苦情・相談）について、警察における事案認知の際、被害発生実態把握のため内閣府を通じて情報の提供を受けている。
- 被害情報が捜査上必要と認められた場合には、刑事訴訟法に基づいて照会を行い証拠収集を行っている。
- 消費者被害情報の積極的な取得のため、国民生活センターのPIO-NETシステム端末の積極的な設置により今後更なる連携の強化を図っていくもの。
- 国民生活センターから定期的に「死亡・重篤事故に係る危害情報」や、事案発生都度随時「トラブル防止情報」等の消費者被害情報の提供を受けている。

3 国民生活センターに期待すること

- 110番のように相談専用短縮番号（例：#〇〇〇〇）を採用するとともに体制を確保して相談受理時間を延長すれば国民生活センターに対する消費者のニーズにより一層応えることができるのではないか。
- 国民生活センターに民事問題を受け止め、解決する能力があれば、被害者救済にとって大きな力となるのではないか。
- 警察への犯罪被害の届出を希望する相談者には、被害者に心得てもらふべき証拠の保存や刑事手続を教示していただければありがたい。

4 消費者行政の一元化について

○ 消費者相談窓口の一本化について

国民生活センター等の機能を強化し、消費者相談窓口を一本化するとともに、必要な場合には警察と連携を取ることとすることが、望ましいと考える。

- 刑事手続によって被害金を保全することは、現行法上は限界がある。民事法、行政法、刑事法の体系の中で様々な可能性を検討していただきたい。